資料２

平成３１年以降の司法試験考査委員の体制についての検討結果

平成３０年７月３日
司法試験考査委員候補者選定等部会

１　法科大学院教員であった青柳幸一元司法試験考査委員による司法試験出題内容漏えい事案を受け，平成２９年司法試験以降，法科大学院において現に指導をしている研究者を問題作成担当考査委員の候補者として選定するに当たっては，当部会において，候補者の適格性や所属法科大学院の再発防止策が十分かなどについて慎重に審査した上で候補者を選定し，司法試験委員会に報告してきた。

　また，当部会の提言を踏まえ，司法試験委員会において，漏えい事案の再発防止策の一環として，考査委員に対し，毎年，任命後に，再発防止のための注意を喚起する措置を講じるべきであるとされ，かかる措置が講じられているところである。

２　当部会では，平成３１年司法試験考査委員候補者の選定手続の過程を通じて，平成２９年以降制度化された候補者の適格性を判断するための手続が安定的に運用されるとともに，所属法科大学院における漏えい防止策が着実に実施され，考査委員も新たな遵守事項を誠実に遵守していることなどが確認された。

　併せて，実務家考査委員からのヒアリング等を通じて，法科大学院において現に指導をしている研究者が司法試験の問題作成に関与する必要性，有用性が改めて確認された。

３　平成２９年司法試験以降，問題作成担当考査委員における法科大学院教員の数を漸次高めてきたが，上記の事情を総合的に勘案し，今後とも上記を含む各般の再発防止策が確実に履践されることを前提として，法科大学院において現に指導をしている研究者についても，問題作成担当考査委員としての適格性が認められる限り，候補者として選定することを妨げないものとするのが相当である。

４　３の方針を採るに当たっては，出題内容漏えい事案が司法試験の公正性・公平性に対する信頼を根底から損なうものであり，同種事案の再発を決して許してはならないとの認識が薄れることのないよう，引き続き，司法試験委員会，法科大学院及びその教員である考査委員のそれぞれが各般の再発防止策を確実に履践するとともに，司法試験委員会において，これらの運用状況を注視し不断の検証を行うことを求めるものである。